

各種申請手続きがオンラインでもっと手軽に！

電子申請がスタートします！

令和8年1月13日からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。電子申請は郵送に係る手間が必要ないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさんです！ ぜひご利用ください！！

「便利」



郵送などにかかっていた手
間、時間、費用が削減でき
ます。



スマホやPCから申請後の
処理状況が確認できます。

「安心」



システムチェックにより、記
載漏れなどのミスが防げま
す。

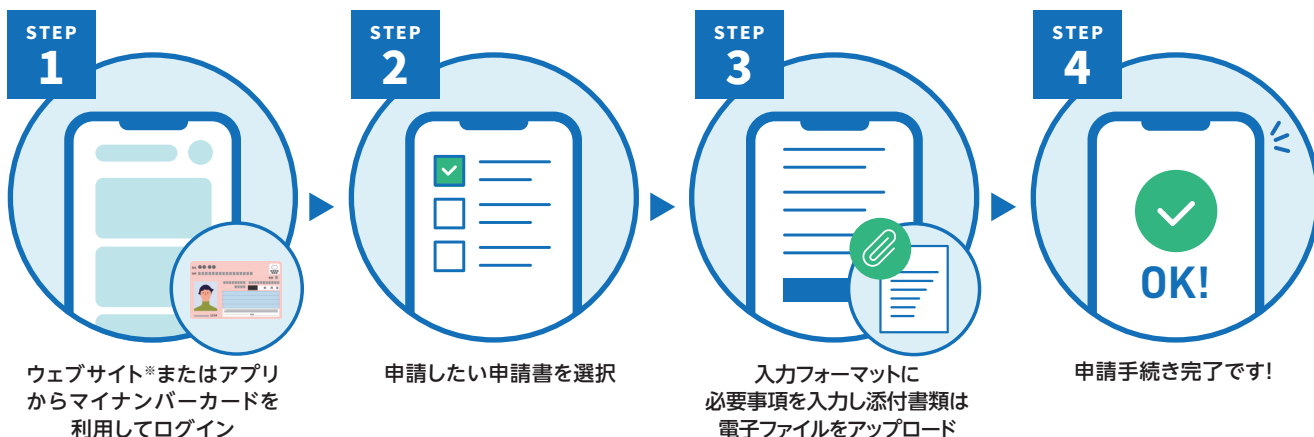


制度の詳細やよくある質問
を画面上で確認しながら入
力できるため、正確に申請
ができます。

PCでも スマホでも 4ステップでカンタン申請

ご利用可能時間

平日 8時～21時



電子申請対象書類

オンラインでほぼすべての申請が可能です。

※電子申請の利用は右の二次元コードから、もしくは「協会けんぽ 電子申請」で検索してください。



- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 傷病手当金支給申請書 ✓ 出産手当金支給申請書 ✓ 出産育児一時金支給申請書 ✓ 高額療養費支給申請書 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 埋葬料(費)支給申請書 ✓ 療養費支給申請書(立替払等) ✓ 療養費支給申請書(治療用器具) ✓ 任意継続資格取得申出書 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定健康診査受診券(セット券)申請書 ✓ 特定保健指導利用券申請書 |
|--|---|--|

他



事業主様へのお願い

定期健康診断(事業者健診※)結果のご提出にご協力をお願いします

※事業者健診とは、労働安全衛生法に基づいて事業所が従業員に行う定期健康診断のことです。

定期健康診断結果
提出の対象者



協会けんぽ茨城支部の被保険者様

協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診された方の健診結果はご提供いただく必要はありません

定期健診結果の提出方法は2つ

① 健診機関が協会けんぽの提携先である場合

健診結果の提供依頼書を
協会けんぽにご提出ください。



協会けんぽは医療機関から
健診結果を入手します。

② 健診機関が協会けんぽの提携先でない場合

①健診結果の写しと②健診結果の提供にかかる送付書、問診項目質問票等を協会けんぽにご提出ください。

注意！ 検査項目の不足に応じて下記のように、別途書類をご提出いただく場合がございます。

健診結果の検査項目に
服薬歴・喫煙歴・腹囲・採血時間・
既往歴・自覚症状・他覚症状
の記載がない



上記の①②書類に加え、
問診項目質問票
も協会けんぽにご提出ください

詳しくは
コチラ



令和7年12月2日以降従来の健康保険証は利用できなくなります

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関を受診する仕組みに移行しており、**令和7年12月2日以降従来の健康保険証は利用ができなくなります。**そのため、マイナ保険証の登録手続きが済んでいない方はお早めにお手続きをお願いします。



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市宮町1-2-4
マイムビル9階
☎029-303-1500(代表)

マイナ保険証を
使用しましょう!!



※令和6年12月2日以降、
保険証は発行されなくなりました。マイナ保険証
使ってみよう!